

23 経営サポート「新連携支援」

概要

連携により新たな事業活動にチャレンジする中小企業を、補助金、資金調達、アドバイス等で支援します。中小企業による連携組織である中小企業組合の設立・運営等を支援します。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/index.html>

- 事業認定について

複数の中小企業者は、基本方針に沿った新連携計画を作成し、代表者を定め、代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出して、その新連携計画が適当である旨の認定を受けることができます。

- 事業の構想段階から事業化まで一貫した支援について

全国10箇所にある中小企業基盤整備機構地域本部では、ビジネスに精通したプロジェクトマネージャー等が、事業計画の策定、商品開発、販路開拓等のアドバイス、ノウハウ提供など、事業の構想段階から事業化まで一貫した支援を行っています。

- 資金調達の支援について

新連携計画の実施に必要な資金の調達について支援をしています。

- 中小企業組合制度について

中小企業者は、規模が小さいことなどにより、個々の力だけで解決困難な課題が多くあります。こうした中小企業者が集まって組合を組織し、不足する経営資源を補い、連携、協働して事業を行うことにより、種々の課題の解決を図り、経営基盤を強化することが可能となります。

問い合わせ先

中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03-3501-1511（代表）

24 産業廃棄物処理事業振興財団による助成措置

概要

資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として、助成事業を実施しています。

<http://www.sanpainet.or.jp/service02.php>

申請資格

次の全ての条件を満たしている者。ただし、バイオ燃料認定研究開発事業及び小型家電リサイクル認定研究開発事業を行う者は（3）のみ。

- (1) 産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者（少なくとも事前協議に入っているものとし、原則として交付証が授与される以前に許可を取得していること）。
- (2) 従業員数300人以下又は資本金10億円以下のどちらかに該当すること。
- (3) 過去5年間、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けていないこと。
- (4) 原則として、応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。

なお、助成事業として決定された場合は、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の産廃情報ネット「さんぱいくん」による情報公表を行うこと。

対象となる事業

産業廃棄物に関する次の（1）～（5）

- (1) 3Rに関する技術開発事業、または環境負荷低減に関する技術開発事業
- (2) 高度技術を利用した3R、または高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業
- (3) 上記（1）、（2）に関する起業化のための調査事業
- (4) 農林漁業バイオ燃料法第12条第1項第1項第2号の対象となる認定研究開発事業
- (5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業

※産業活動やリサイクル事業から発生する熱・電気等のエネルギー源等を活用し、農林水産業等、地域の振興に資するような地域循環共生事業も含む。

助成金額

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 技術開発 | 最高 500万円 |
| (2) 高度技術施設 | 最高 500万円 |
| (3) 起業化調査 | 最高 50万円 |
| (4) バイオ燃料認定研究開発事業 | 最高 500万円 |
| (5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業 | 最高 500万円 |

問い合わせ先

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10階

TEL：03-4355-0155

25 産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証

概 要

全国に産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため、産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者などに向けて、必要な資金の借入に対する債務保証を行っています。

<http://www.sanpainet.or.jp/service01.php>

保証対象	以下の事業の実施に必要な設備資金と開業後3年間の運転資金 ●「産業廃棄物処理特定施設整備法」で規定する特定施設※の整備 ●共同で実施される処理施設の整備・研究開発等の事業 ●産業廃棄物処理施設の近代化・高度化 ●「農林漁業バイオ燃料法」で規定する認定事業者が行う特定バイオ燃料製造施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備 ●「小型家電リサイクル法」で規定する認定事業者が行う再資源化施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備 ※特定施設とは、法律が規定する規模その他所定の要件を満たす産業廃棄物処理施設のことをいいます。
保証割合	原則として保証先金融機関が行う融資額の50%以内
保証金額	原則として500万円以内
保証料	金融情勢に応じて、随時見直し
保証期間	10年以内（据置期間3年以内を含む）
担保	原則として保証対象物件に第1順位（同順位可）の抵当権を設定
保証人	当該法人の代表者または他の資力のある法人。
保証対象金融機関	銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関

問い合わせ先

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10階

TEL：03-4355-0155